

令和5年度(2023年度)宗谷総合振興局地域づくり総合交付金(地域づくり推進事業)  
優先採択方針

**1 優先して採択する事業**

**(1) 地域創生に向けて取り組む事業【ハード・ソフト】**

北海道創生総合戦略の地域戦略「道北連携地域政策展開方針」における地域が重点的に進めるプロジェクトの取組を推進するため、以下の項目に該当する事業について優先的に支援する。

＜優先採択事業＞

- 魅力ある地域資源を活かした「きた北海道」への来訪促進プロジェクト
- 安全・安心な地域づくりプロジェクト
- 新エネルギー導入・活用推進プロジェクト
- 活力ある宗谷の1次産業推進プロジェクト
- 人と自然が共生する地・宗谷創造プロジェクト
- 地域の多様な人材が未来を創る「宗谷LIFE」プロジェクト

**(2) 地域重点プロジェクト推進事業【ハード・ソフト】**

「道北連携地域政策展開方針」における地域が重点的に進めるプロジェクトの推進を図るため、以下の項目に該当する事業について優先的に支援する。

＜優先採択事業＞

- (1)の優先採択事業と同じ

**(3) 地域政策コラボ事業【ハード・ソフト】**

地域政策推進事業と協働して実施する事業を優先的に支援する。

**(4) 広域的に連携する事業【ハード・ソフト】**

人々のニーズが多様化し、高度化している現在、個々のまちやむらで地域のすべてのニーズを満たすことは難しく、高度な機能の整備や質の高いサービスの提供、効果的な施設の整備、産業の振興など地域活性化への取組についても、これまで以上に地域間の連携、機能分担が求められることから、市町村等の枠組みを超えた広域的な取組を優先的に支援する。

＜優先採択事業＞

- ハード事業
  - ・複数の市町村が共同で実施する事業（施設の共同設置等）
  - ・広域的な波及効果が見込まれる地域の基幹となる施設の整備事業
- ソフト系事業
  - ・複数の市町村が共同で実施する事業
  - ・広域的な波及効果のある事業

**(5) 地域防災力強化事業【ハード・ソフト】**

地域の防災力・減災力の強化を図るため、地域の防災力・減災力を強化する事業を優先的に支援する。

**(6) 大規模災害からの復興計画に基づく事業【ハード・ソフト】**

大規模な災害に伴って策定された復興計画に位置づけられた事業を優先的に支援する。

**(7) 緊急性の高い事業【ハード・ソフト】**

緊急的な対応が必要な地域課題に対する取組の促進を図るため、緊急性の高い事業を優先的に支援する。

**(8) 地域政策推進事業等と連携して実施する事業【ソフト】**

地域政策推進事業や雇用創出地域展開事業と連携して実施する事業を優先的に支援する。

**(9) 多様な主体の連携を促進する事業【ソフト】**

市町村が関与（財政支援又は人的支援等）をしている事業で、地域内の多様な主体の連携を促進する事業を支援する。

**(10) 「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進に取り組む事業【ソフト】**

北海道 SDGs 推進ビジョンに基づき実施する事業を優先的に支援する。

**(11) 先駆性のある事業【ソフト】**

地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、先駆性のある事業を優先的に支援する。

**(12) 優位性のある事業**

地域の創意と主体性に基づく宗谷地域固有の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、優位性のある事業を優先的に支援する。

**(13) 継続性のある事業**

地域住民への波及効果が将来にわたり継続する取組の促進を図るため、継続性のある事業を優先的に支援する。

**2 採択の優先度が低い事業**

**(1) 交付税措置のある地方債を利用することができる事業【ハード】**

他の支援制度の活用を徹底を図る観点から、より効果的な支援を行うため、交付税措置のある地方債を利用することができる事業を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜採択の優先度が低い事業の例＞

- ・元利償還金に対する地方交付税措置のある地方債を利用できるハード系事業
- ※公債費負担適正化計画を策定済の市町村においては、適用除外とする。

**(2) 振興局管内における公共施設の整備水準が高い施設の整備事業【ハード】**

当交付金が地域課題の解決や地域活性化を目的としていることを踏まえ、振興局管内における公共施設の整備水準が高い施設の整備事業を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜採択の優先度が低い事業の例＞

- ・温泉保養施設整備事業
- ・パークゴルフ場等整備事業

**(3) 同じ市町村に既に同様の施設があって、二つ目以上となる場合の施設整備事業【ハード】**

当交付金が地域課題の解決や地域活性化を目的としていることを踏まえ、同じ市町村に既に同様の施設があって、二つ目以上となる場合の施設整備事業を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜採択の優先度が低い事業の例＞

- ・ 公民館、コミュニティセンター、美術館等整備事業
  - ・ 体育施設等整備事業
  - ・ 保育所等整備事業
- ※離島地域においては、適用除外とする。

#### (4) 市町村の一部区域の住民だけを対象とする施設の整備事業【ハード】

地域住民への波及効果が高い事業への支援を促進するため、市町村の一部区域の住民だけを対象とする施設の整備事業を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

<採択の優先度が低い事業の例>

- ・ 地区集会施設整備事業
- ・ 地区公園等整備事業

#### (5) 先駆性の低い事業【ソフト】

地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、先駆性の低い事業を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

<採択の優先度が低い事業の例>

- ・ 過去に採択された事業（他の総合振興局・振興局で採択された事業を含む。）と同様の内容が大半を占める事業（3年を限度とする継続採択事業は除く。）

#### (6) 事業主体の直接的関与が低い事業【ソフト】

事業主体による創意と主体性に基づく取組の促進を図るため、事業主体の直接的関与が低い事業を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

<採択の優先度が低い事業の例>

- ・ 事業内容の大半を委託するソフト系事業（ただし、広報宣伝事業、情報システム及びインターネットに供するデータ作成事業等の事業主体の直接的関与が高い事業を除く。）

#### (7) その他【ソフト】

当交付金の趣旨を踏まえ、次の事業を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

<採択の優先度が低い事業の例>

- ・ 参加者の大半が団体構成員で占められる事業
- ・ 団体構成員や参加者の旅費が事業費の大半を占める事業
- ・ 主に鑑賞を目的とし、観客から入場料を徴収する事業